

# 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会会員規程

第1条 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第33条第3項による会員については、この規程の定めるところによる。

第2条 会員は、正会員及び賛助会員とする。

2 正会員は、次の各号に掲げる資格を有するものとする。

- (1) 市町村社会福祉協議会
- (2) 社会福祉事業施設及び更生保護事業施設
- (3) 社会福祉事業団体及び更生保護事業団体
- (4) 民生委員・児童委員等社会福祉奉仕者の代表
- (5) 社会福祉、保健衛生、社会教育関係公務員
- (6) 社会福祉、保健衛生、社会教育等に関係ある団体
- (7) 学識経験者

3 賛助会員は、本会の主旨目的に賛同して、入会したものとする。

第3条 本会に入会しようとするものは、別に定める入会申込書を本会会長に提出するものとする。

- (1) 正会員 正会員入会申込書（様式第1号）
- (2) 賛助会員 賛助会員（団体）入会申込書（様式第2号）  
賛助会員（個人）入会申込書（様式第3号）

2 前項の規定により入会の申し込みがあった場合は、必要な審査を行い、本会会長が入会の可否を決定する。

3 会長は正会員及び賛助会員が入会したときは、その旨を理事会及び評議員会に報告するものとする。

第4条 会員は、別に定める会費を毎年度納入するものとする。

2 会費の算定基準は、理事会において定める。

3 前項の規定にかかわらず特別の事情があり、会長が特に必要と認めた場合は、会費を免除することができる。

第5条 会員が退会しようとするときは、会員退会届（様式第4号）を本会会長に提出するものとする。

2 次の各号の1に該当する場合は、退会したものとする。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 解散又は死亡したとき。
- (3) 会費を滞納し、又は納入の意志がないとき。

3 会長は、正会員及び賛助会員が退会したときは、その旨を理事会及び評議員会に報告するものとする。

第6条 会員が本会の名誉を汚し、又は主旨目的に反する行為があったときは、理事会の議決を経て除名することができる。

付 則

この規程は、昭和51年3月18日から施行する。

付 則

現に会員であるものについては、第3条に規定する手続きを省くものとする。

付 則

この規程は、平成元年3月23日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。